

第 7 7 6 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 6 年 6 月 1 1 日（火） 1 1 時 0 0 分～

2. 場 所 よこはま新港合同庁舎 3F 大会議室

3. 議 題

【議題 1】「横須賀税関支署三崎監視署の業務処理体制の変更について」

【資料 1】（業務部 通関総括第 1 部門 浦本 統括審査官）

【議題 2】「誤びゅう削減のお願い」

【資料 2】（調査部 統計課 石井 統計課長）

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 7 7 7 回通関協議会は、7 月 9 日（火） 1 1 : 0 0 の開催を予定しています。場所は、未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

令和6年4月

横浜税関

関係各位

【お知らせ】横須賀税関支署三崎監視署の業務処理体制の変更について

平素より税関行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜税関横須賀税関支署三崎監視署（以下「三崎監視署」と表記）については、これまで職員が常駐して窓口対応を行ってまいりましたが、国際物流や行政需要の変化等を踏まえ、本年7月1日以降、下記のとおり業務処理体制を変更することといたしました。

記

1. 三崎監視署における窓口対応

原則、週1日（水曜日10:00～15:00）

上記時間以外は、横須賀税関支署（下記）にご連絡ください。業務内容等を勘案し、必要に応じて同支署に勤務する職員が三崎監視署に赴いて対応します。

なお、水曜日以外に三崎監視署で窓口対応を行う場合は、事前に横浜税関ホームページに窓口対応日を掲載しお知らせします。

<連絡先>

TEL	（窓口対応時間内）三崎監視署	046-881-6641
	（窓口対応時間外）横須賀税関支署	046-861-1287
FAX	横須賀税関支署	046-861-1283

2. 手続官署

三崎監視署長宛の手続（NACCSを利用した手続を含む。）については、従前どおり、同監視署長宛に手続をお願いします。

3. NACCSによる手続

NACCSを利用する場合には、上記の窓口対応時間にかかわらず、手続を行っていただくことが可能です（今回の業務処理体制変更に伴う変更点はありません。）。

以上

(本件についてのお問合せ先)

横須賀税関支署統括審査官 046-861-1281

三崎監視署 046-881-6641

2024 年 6 月

各 位

横 浜 税 関

誤びゅう削減のお願い



平素より税関行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

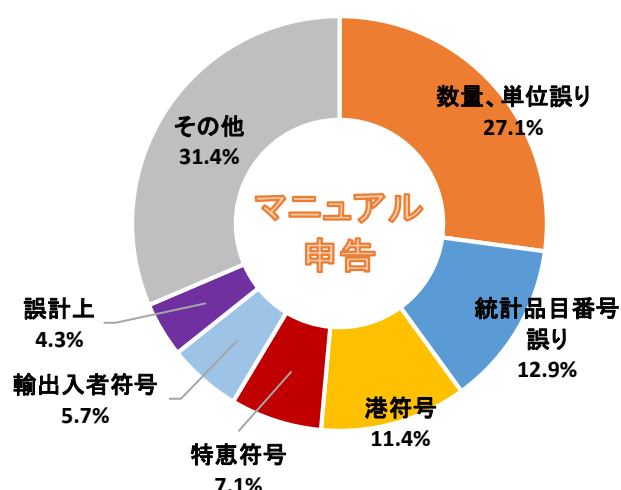
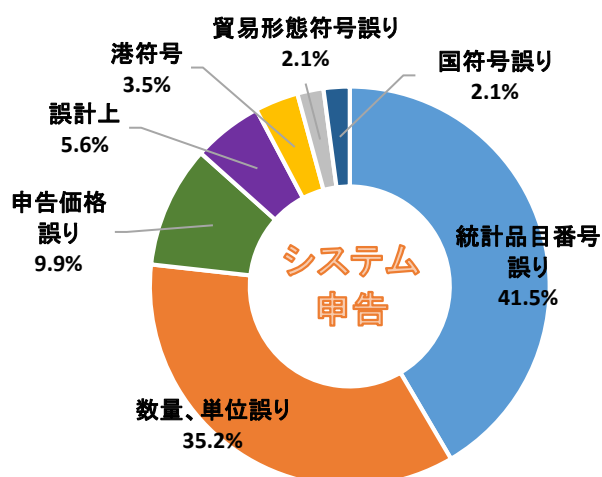
輸出入申告書等のデータを基に作成されている「貿易統計」は、国際収支統計や経済政策の策定のための基礎資料となるなど、わが国の貿易の実態を最も的確に把握できる統計として重要な役割を果たしております。

横浜税関では 2023 年に発生した「誤びゅう原因」並びにこれまでに発生した主な「誤びゅう事例」を取りまとめましたので、これらを参考にして頂き、より正確な貿易統計の作成にご協力をお願いいたします。

(1) 誤びゅうの主な原因

2023 年に発生した誤びゅうの主な原因は、システム申告においては、「統計品目番号」及び「数量・単位」によるものが全体のおよそ 7 割 5 分を占めています。マニュアル申告においては、システム申告同様「統計品目番号」、「数量・単位」誤りのほか、単純な記載ミスが多く見られます。

2023 年の誤びゅう原因



(2) 誤びゅう事例

①統計品目誤り

【事例 1】国と品目の疑義

ブラジルからの針葉樹のパルプの輸入は疑義があるとの照会を受け、輸入者へ根拠資料（学名などがわかるもの）の提示を求め確認したところ、針葉樹でないことが判明。

【事例 2】製品詳細の未確認

ラジコンカー用エンジンの輸出申告において、玩具と申告すべきところ、自動車用ピストン式往復動機関として申告。

※注意点

材質や用途等により、統計品目番号が異なる貨物については、商品説明や製造工程を入手したりするなど、詳細をよく確認する必要があります。また、品目の動向については関係業界から注目されているので注意が必要です。

②数量、単位の誤り

【事例 1】申告数量の入力誤り

洗剤の輸出申告において、インボイスに記載の数量のピリオドとカンマを見誤り、本来 2,337 (KG) として申告すべきところ、2,337,350 (KG) として申告。

【事例 2】申告数量の換算誤り

アルミニウム合金の輸入申告において、数量単位 (KG) で申告すべきところ、インボイス記載の数量単位 (MT) の数値で申告。

※注意点

数量の誤りについては、ピリオドとカンマを見誤るケースや、KG と MT、GR と KG、L と KL など、インボイスに記載の単位と申告単位（第 1 単位及び第 2 単位）を誤るケースが多く発生しています。

申告の際、数量が不自然に大きく（小さく）なっていないか、また第 1 数量と第 2 数量の関係が不自然になっていないかどうか、よく確認する必要があります。

③申告価格の誤り

【事例 1】通貨種別の入力誤り

化粧品材料の輸出申告において、インボイスに記載の通貨種別「JPY」を誤って「USD」と入力して申告。

【事例 2】申告価格の入力誤り

コーヒー豆の輸出申告において、インボイスに記載の価格のピリオドとカンマと見誤り、本来 1,566 (千円) として申告すべきところ、1,566,005 (千円) として申告。

※注意点

通貨種別の誤りは、インボイス等の申告書類をよく確認していれば防ぐことができたものが多いことから、申告の際には入念に確認をお願いします。

また、ピリオドとカンマとの違いにより 1,000 倍の誤りが発生するため、不自然に大きい（小さい）数字の場合は必ず確認をお願いします。

④計上誤り

【事例】無償の通い容器

自動車部品を輸入する際に使用するスチール製の容器について、インボイスに無償で輸入し、再度輸出予定の通い容器である旨の記載があり、外貿基 21-2 (7) 二に規定する普通貿易統計計上除外貨物として、統計品目番号の末尾に「E」を入力すべきところ、入力せず統計計上貨物として申告。

※注意点

統計計上については、「外国貿易等に関する統計基本通達」により、普通貿易統計及び通関貿易統計への計上の要否を確認いただくとともに、統計品目番号末尾に付す「Y」、「E」、「T」それぞれの違いについてご理解願います。

⑤国名符号の誤り

【事例】申告書類表記の誤認

大型ダンプトラックの輸出申告において、仕向地の記載があるにもかかわらず、書類を見誤り、取卸港を仕向地として申告。

※注意点

国名符号の誤りについては、経由地を仕向地又は原産国と誤って申告するケースが散見されます。品目によっては、他法令の承認を要する国があることから、所管省庁等も注目しています。

今回ご紹介した事例は一例ですが、誤びゅうの多くは、統計品目番号、数量、申告価格及び国名符号等の誤りに起因しています。通貨単位や数量単位の誤りなどの単純なミスにより、価格や数量が 100 倍、1,000 倍になることもあります。

これらの誤りが、貿易統計に大きな影響を与える可能性もありますので、内容を十分に確認して輸出入申告していただくようお願いいたします。

また、システム申告の輸出入申告事項登録の際、「価格再確認」欄に「H」（統計品目番号ごとの申告価格がシステムに登録されている単価の範囲を上回っている場合）や「L」（単価の範囲を下回っている場合）が出力されていることが数多くあります。

「H」または「L」が表示された際は、高価または安価な理由を確認するだけでなく、通貨種別、申告価格、数量単位、申告数量などの入力内容に誤りがないか再確認をお願いいたします。（次ページの「[価格再確認欄に表示が出た場合について](#)」をご参照下さい。）



別添資料「[誤びゅう防止にご協力ください](#)」のチェック項目について、申告前にもう一度確認を行う等、誤びゅう防止にご協力をお願いします。

●価格再確認欄に表示が出た場合について

申告価格（CIF）¥1,656,662

品目番号 3402.50-000

価格再確認 [L]

数量（2） 2,337,350 KG

洗剤
¥0.7/KG

統計品目番号・価格は合っている？

統計品目番号は洗剤！
価格はインボイスどおり！

【ポイント】
単価、重量
をチェック！

重量は合っている？

インボイスに記載されていた
重量は 2,337.50 KG

ピリオドとカンマ
の見誤り・・・

数量を見誤って申告！→2,337KGに訂正
単価も¥708/KGになり、プライスレンジ内に！

申告価格（CIF）¥435,600

品目番号 8407.31-000

価格再確認 [H]

数量（1） 12 NO

数量（2） 9 KG

自動車用ピストン式
往復動機関
¥36,300/NO
¥48,400/KG

統計品目番号・価格・数量は合っている？

統計品目番号は自動車用ピストン式往復動機関（エンジン）
価格と数量はインボイスどおり！

【ポイント】
品名、用途を確認。
貨物が何であるかを
よく確認のうえ、
分類を検討する！

自動車用エンジンで合っている？

一個当たり
0.75KG

本来の品名は、
ラジコンカー用のエンジン

統番がまちがっていた！ 9503.00-000（玩具）に訂正





輸出入申告をされる皆様へ

2024年6月
横浜税関

誤びゅう防止にご協力ください！

貿易統計データは、我が国の経済政策策定のための基礎資料や各業界の貿易指標等に幅広く利用されており、データの誤びゅうは、貿易統計の信頼性を揺るがし、国際間の摩擦を引き起こしかねません。

- ✓ 統計品目番号(分類)は正しいですか？
- ✓ 計上単位(KG、MT等)は正しいですか？
- ✓ 通貨種別(USD、JPY等)は正しいですか？
- ✓ カンマと小数点を見間違えていませんか？
- ✓ 国コード、港コード、特惠符号は正しいですか？
- ✓ 特に、NACCS画面の価格再確認欄に「L」、「H」が表示された場合は、申告単価の再確認をお願いいたします！！



本日の通関協議会での質問に対する回答

横浜税関業務部よりタイ協定の原産地証明書の様式変更についての回答を頂きましたのでお知らせいたします。

原産地規則とは



協定・法令等



原産地証明手続



事前教示



事後確認



現在位置: [原産地規則ポータル](#) > 日タイ協定の原産地証明書における様式変更について

日タイ協定の原産地証明書における様式変更について

2024年5月28日

日タイ協定における原産地証明書(CO)発給に関し、タイより2024年5月15日発給分から様式変更を行う旨の通知があり、新たにQRコードが付されることとなりました。

また、これまで水色の用紙にて発給されていましたが、今回の様式の変更により白色の紙が使用されている場合があります。そのため、輸入申告時に提出する200dpi以上のカラーでPDF化したCOであっても白黒に見えますが、税関においては当該COが白黒のように見えることのみを理由に無効とは取り扱いませんので、お知らせいたします。

なお、既に発給方式が変更となっている同国が発給する日アセアン協定及びRCEP協定の原産地証明書についても同様の扱いとします。

税関のPR活動



> 税関Twitterガイドライン



税関イメージキャラクター
カスタム君